

## 住民監査請求および監査結果の概要

平成20年度

### 5 芹谷ダム建設事業および北川第一ダム建設事業の執行に係る公金の支出の差止めを求める請求

請求日 平成20年 5月21日

結果通知日 平成20年 7月18日（滋賀県公報号外）

#### 請求人の主張

請求人は、芹谷ダム建設事業および北川第一ダム建設事業（以下「本件事業」という。）について、河川整備計画はいまだ策定されておらず、また、昭和46年12月に建設省河川局が策定した淀川水系工事实施基本計画には、本件事業については何らの計画もないことから、河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定により同計画をもって本件事業に係る河川整備計画とみなすことはできないものであり、河川整備計画なしに本件事業を進めることは河川法に違反し、本件事業の執行に係る公金の支出も違法・不当であるとの理由から、知事に対し、本件事業の執行に係る公金の支出を差し止めるよう勧告することを求めている。

#### 監査結果 合議不調

本件請求について、事実関係の確認に基づき協議を行ったが、最終的に意見の一致を見ることができず、法第242条第8項の規定による合議が整わなかったため、監査の結果については、決定をなし得なかった。

なお、参考として各監査委員の意見を添付する。

#### 柘委員、平居委員、宮村委員の意見

本件請求において請求人は、本件事業の執行に係る公金の支出が違法・不当である理由として、本件事業を進めることが河川法に違反しているものであること、すなわち、財務会計行為の前提または原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）の違法性・不当性を主張しているものと解される。

仮に、住民監査請求において、先行行為が違法・不当であれば直ちに財務会計行為も違法・不当となると解して、すべてその対象とすると、結果的に住民監査請求によって広く行政一般の可否を問うことができることになり、住民監査請求の対象を財務会計行為に限っている法の趣旨・目的を逸脱することになる。

これらのことから、先行行為の違法性・不当性を主張してなされた住民監査請求については、先行行為の性質や先行行為と財務会計行為の関係等を総合的に考慮し、当該財務会計行為が違法性・不当性を帯びることとなるような重大かつ明白な違法性・不当性が先行行為に認められるかどうか、という観点から判断すべきであると思料される。

そこで、先行行為である本件事業の実施に重大かつ明白な違法性・不当性が認められるかどうかについて判断する。

本件請求において請求人は、淀川水系工事实施基本計画において、本件事業について具体的に記述されていないことをもって、本件事業は河川法に基づく計画において位置付けられておらず、本件事業を進めることは違法・不当であると主張していると解される。

しかしながら、改正法による改正前の河川法（以下「旧河川法」という。）第16条第2項および河川法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第342号）による改正前の河川法施行令第10条第2項各号の規定からも、旧河川法は、水系における河川工事を全て工事実施基本計画において網羅的に列挙することを要請しているものではないと解される。

これを受けて同計画では、河川管理者が、当該水系に係る河川の総合的管理の確保を図るため、同計画に具体的に明記されているもの以外であっても、必要な河川工事については、調査・検討の上決定し実施することも想定されているところである。

本件事業の実施については、知事はその権限と責務により総合的に判断した上で、県議会における琵琶湖総合開発計画案に係る審議を通じて決定されたものである。また、その決定を踏まえて、淀川水系工事実施基本計画の策定者たる建設大臣による国庫補助事業採択および建設事業採択を受けるという一連の手続を経て事業が実施されてきたという経緯を勘案しても、本件事業の実施が淀川水系工事実施基本計画の内容および趣旨・目的を逸脱したものと断定することはできない。

以上のことから、本件事業の実施に重大かつ明白な違法性・不当性があるとは認められず、本件事業の執行に係る公金の支出が違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

#### 森委員の意見

監査対象機関である土木交通部河川開発課は、淀川水系工事実施基本計画には、「その他安曇川、愛知川、姉川、宇曾川等の流入河川については、築堤、護岸等を施工し、丹生ダムを建設するとともに必要なダム建設について調査、検討のうえ決定する。」と記載されていることをもって、本件事業は同計画に基づいて実施している事業であるとしている。

しかし、ダムおよび堰は主要な河川工事と解するべきであって、このようなものについては、工事実施基本計画において具体的に明示するべきであるにもかかわらず、淀川水系工事実施基本計画において本件事業の具体的な明示は何一つないのであるから、本件事業は同計画に基づくものとはいえない。

また、河川開発課は、本件事業は琵琶湖総合開発計画において計画されており、琵琶湖総合開発特別措置法第2条第3項において、同計画は淀川水系工事実施基本計画と調和が保たれたものでなければならぬとされているから、これは本件事業が淀川水系工事実施基本計画との調和が保たれていることの証左だとする。

しかし、両計画は別個の計画である。琵琶湖総合開発計画は下流の水資源を確保する代わりに、琵琶湖周辺の開発を行うことを目的として制定されたものであり、同計画自体が河川整備を主要な目的としたものではなかったのである。

したがって、工事実施基本計画との調和を図るといふのなら、本件事業について淀川水系工事実施基本計画に書き込むべきであり、淀川水系工事実施基本計画に具体的に明示されていない以上、琵琶湖総合開発計画と調和しているかどうかを確認することはできないのである。

以上のことから、本件事業の実施は河川法に違反する行為であり、本件事業の執行に係る公金の支出は許されないというべきである。